和泉市庁舎第1分館清涼飲料水等自動販売機設置運営事業に関する協定書

和泉市（以下「市」という。）と〇〇（以下「事業者」という。）は、和泉市庁舎第１分館清涼飲料水等自動販売機設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

１　設置場所

NO	設置場所	施設所在地	台数
1	和泉市庁舎第１分館　１階	和泉市府中町四丁目 11 番 23 号	１台

２　設置日

設置日は、令和８年５月１日

３　設置期間

令和８年５月１日から令和１１年４月３０日までの３年間とする。

４　自動販売機の仕様等

自動販売機の仕様は次のとおりとする。

（１）自動販売機本体の占有面積（幅×奥行）

NO	設置場所	施設所在地	占有面積（幅×奥行）	うち回収BOX面積
1	和泉市庁舎第１分館 １階	和泉市府中町四丁目 11 番 23 号	㎡	㎡

※使用許可面積には、放熱余地・回収ボックス設置分を含めることとし、上限占有(幅２m×奥行１m)面積以内に収まるものとすること。

（２）設置方法等

日本産業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996)、自動販売機据付基準（自動販売機据付基準策定委員会）(2008 年策定版）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則として床面へのアンカーボルト固定を行うものとする。

なお、設置を行う際は、事前に固定方法及び使用する固定金具（アンカーボルトを含む。について、市の承認を受けること。

（５）原状回復の義務

本設置の期間が満了したとき、使用許可の取り消しを受けたときは、速やかに自己の負担において、当該物件を原状に回復して返還しなければならない。

５　自動販売機の維持管理等

（１）事業者は、自動販売機の定期的な点検を行うこと。

（２）事業者は、自動販売機に故障等が発生したときは、速やかに点検を行うこと。

６　使用料等

（１）使用料

使用料については、設置する自動販売機の占有面積や放熱余地、回収ボックス占有面積を算定し、和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則（平成 24 年和泉市規則第 9 号）別表第 2（第 7 条関係）自動販売機の設置に係る使用料の額に基づき、市が送付する納入通知書により、支払時期は申請後 1 月以内に納入するものとする。使用期間が 1 年未満である場合における使用料の額は年額使用料に使用日数を乗じて得た額を３６５で除して得た額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。

本市の責に記すべき事情がない限り、徴収した使用料は還付しない。

（２）売上額に対する納付額

設置運営する自動販売機に係る売上額に対する市への納付額(1 円未満は切り捨て)の割合は〇％とする。

事業者は、売上の報告については、毎月１０日までに前月分の売上を市に報告するものとし、これに基づき翌月の月末までに、本市が送付する納入通知書により、指定期日までに納入するものとする。

（３）その他必要経費等

①　自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等を含む。）、移転費等の一切の費用は事業者の負担とする。

②　自動販売機の運転に必要な電気料は、全額を事業者の負担とする。

③　事業者において、電気使用量を計る子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格した有効期間内のものに限る。）を設置及び管理の上、子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額を市が発行する納入通知書により、電気使用料として指定期日までに納入するものとする。

7　使用許可の取り消し

（1）次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すこととする。

①　施設利用又は管理上支障が生じたとき。

②　設置許可の条件に違反する行為があると認められたとき。

③　事業者が自己都合により自動販売機の撤去を申し出たとき。

（2）上記（1）の①から③までに該当するときは、既に納めた使用料は還付しない。

また、取消しにより生じた損失については、その補償を求めることができない。

（3）上記（1）の①から③までに該当するときは、全ての自動販売機の設置許可を取り消すものとする。

8　その他

仕様書および協定書に定めのない事項については、市と事業者の協議の上、決定すること。

令和８年　月　　日

市　　和泉市府中町二丁目７番５号

和泉市

和泉市長　　辻　宏康　　㊞

事業者

㊞